

# 入札説明書

## 総合評価方式(特別簡易型)

本説明書は令和6年3月4日入札公告を行った下記2の工事の総合評価方式に関する補足的事項を記載したものである。

令和6年3月4日

境港管理組合港湾管理員会事務局長 佐々木 俊二

記

1 担当部局 境港管理組合 総務課

〒684-0004 鳥取県境港市大正町215番地 電話0859-42-3705

2 入札に付する工事

工事名	福浦地区臨港道路(改良)工事(2工区)
-----	---------------------

3 総合評価方式の評価方法及びイメージ図(一般的事項)

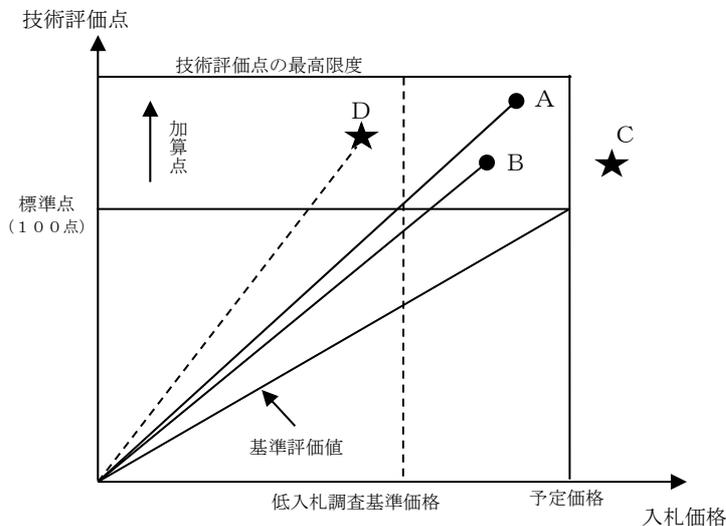
(1) 総合評価方式による入札参加者の順位付け

入札参加者それぞれに標準点(100点)を与え、それに評価項目ごとの加算点を加え、合計を「技術評価点」とする。

総合評価方式の評価は「技術評価点」を当該入札参加者の入札価格で除した(評価値)の大小をもって行う。

$\begin{aligned} \text{技術評価点} &= \text{標準点}(100\text{点}) + \text{評価項目毎の加算点} \\ \text{評価値} &= \text{技術評価点} \div \text{入札価格} \end{aligned}$
---

(2) 総合評価方式のイメージ



各社の評価値 = 技術評価点 / 入札価格  
評価値の大小(すなわち直線の傾き)で順位をつける。

A社はB社より入札価格は高いが技術評価点が高いことにより、価格のハンディを技術力で逆転する。  
→ A社が落札者となる。  
ただし、D社が低入札価格調査において適切とされた場合はD社が落札者となる。

C社は予定価格超過のため落札者としてしない。

#### 4 評価項目及び評価基準

##### (1) 企業の評価

###### ① 企業の工事成績評定点

企業の工事成績評定点の平均点を評価する。

対象となる工事成績

完成年度	令和2年度から令和4年度(完成及び引き渡しが完了)
発注機関	島根県(総務部、農林水産部、土木部)
工事種別	港湾工事
建設工事の種類	土木一式工事、しゅんせつ工事

###### ■ 評価基準(共通)

◆対象となる工事成績が2件以上の場合、表1により加算点を算定する。

◆対象となる工事成績が1件または無い場合、表2により加算点を算定する。

(表1)

評定点の平均点	80点以上	80点未満 73点以上	73点未満 70点以上	70点未満
加算点	5.0点	加算点 = 1.5点 + {3.5 × (評定点の平均点 - 73.0) / 7}	1.0点	0点

※評定点の平均点は小数第2位を四捨五入、加算点は小数第2位を切り捨て

(表2)

評定点	80点以上	80点未満 73点以上	73点未満 70点以上	70点未満 又は実績無し
加算点	4.5点	加算点 = (表1で計算した加算点) × 0.9	0.9点	0点

※加算点は小数第2位を切り捨て

###### ② 企業の同種工事の施工実績

企業の同種工事の施工実績を評価する。

対象となる施工実績

対象期間	平成25年度から入札公告日前日まで
発注機関	島根県(総務部、農林水産部、土木部)
工事種別	港湾工事
建設工事の種類	土木一式工事、しゅんせつ工事
工事内容の条件等	同種工事とは、元請または共同企業体(経常JVを除く)の構成員(ただし出資比率20%以上)として施工した、港湾、漁港漁場及び海岸工事において、1契約で最終数量27個以上の方塊ブロック据付を含む完成及び引き渡しが完了した工事をいう。ただし、工事成績評定点が70点未満のものは実績として認めない。

###### ■ 評価基準

◆対象となる施工実績が2回以上ある者は2点

◆対象となる施工実績が1回ある者は1点

◆対象となる施工実績がない者は0点

③企業の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)

島根県内の公共事業において、企業として受けた優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)を評価する。

対象となる表彰

表彰年度	令和元年度から令和5年度(過去5年間)
表彰機関	島根県及び中国地方整備局
工事種別	港湾工事
建設工事の種類	土木一式工事、しゅんせつ工事
表彰の種類	優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)

■評価基準

- ◆知事による優良工事表彰、整備局長による優良工事施工団体表彰、または整備局部長・整備局事務所長による優良工事施工団体表彰がある者は2点
- ◆県課長による優良工事表彰、または県事務所長による優良工事表彰がある者は1点
- ◆表彰がない者は0点

(2)配置予定技術者の評価

(注1)複数の配置予定技術者を候補者とした場合は、候補者のうち評価点合計の最も低い者で評価する。

(注2)配置予定技術者は、主任技術者又は(特例)監理技術者とする。

①配置予定技術者の保有する資格

入札公告日前日時点で保有する1級土木施工管理技士または1級建設機械施工技士の資格を評価する。

■評価基準

- ◆どちらかの資格がある者は1点
- ◆どちらの資格もない者は0点

②配置予定技術者の同種工事の施工経験

配置予定技術者の同種工事の施工経験を評価する。

対象となる施工経験

完成年度	平成25年度から入札公告日前日まで
発注機関	島根県(総務部、農林水産部、土木部)
工事種別	港湾工事
建設工事の種類	土木一式工事、しゅんせつ工事
工事内容の条件等	同種工事とは、監理技術者(特例監理技術者及び監理技術者補佐を含む)、主任技術者、現場代理人または担当技術者(♣)として担当した、港湾、漁港漁場及び海岸工事において、1契約で最終数量27個以上の方塊ブロック据付を含む完成及び引

	<p>き渡しが完了した工事をいう。</p> <p>ただし、方塊ブロック据付着手から方塊ブロック据付完了まで従事していなければ加点の対象として認めない。</p> <p>また、工事成績評定点が70点未満の場合のものは施工経験として認めない。</p>
--	--

#### 担当技術者の評価

担当技術者としての施工経験については、上記同種工事の担当技術者としてコリンズ登録されているものに限り評価する。

- (♣) 担当技術者とは、主任（監理）技術者でない技術者であり、従事した工事における工種、工法・型式（コリンズ登録体系によるもの）の工程の全期間において、主任（監理）技術者の指導監督の下で、施工管理（写真管理、品質管理、出来形管理、工程管理のいずれか）を担当する者とし、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とする。

#### ■ 評価基準

- ◆ 対象となる施工経験が2回以上ある者は2点
- ◆ 対象となる施工経験が1回ある者は1点
- ◆ 対象となる施工経験がない者は0点

### ③配置予定技術者の優秀建設技術者表彰

島根県内の公共事業において、配置予定技術者が受けた優秀建設技術者表彰を評価する。

#### 対象となる表彰

表彰年度	令和元年度から令和5年度（過去5年間）
表彰機関	島根県及び中国地方整備局
工事種別	港湾工事
建設工事の種類	土木一式工事、しゅんせつ工事
表彰の種類	主任（監理）技術者として受けた、優秀建設技術者表彰

#### ■ 評価基準

- ◆ 優良工事知事表彰該当工事の優秀建設技術者表彰（建設工事部門）、整備局長による優秀建設技術者表彰（工事）、または整備局部長・整備局事務所長による優秀建設技術者表彰（工事）がある者は2点
- ◆ 優良工事県課長表彰該当工事の優秀建設技術者表彰（建設工事部門）、または優良工事県事務所長表彰該当工事の優秀建設技術者表彰（建設工事部門）がある者は1点
- ◆ 表彰がない者は0点

### (3) 地域貢献・その他

#### ①防災協定の締結実績

令和3年度及び令和4年度の2年間において、島根県との防災協定を連続で締結した実績を評価する。（協定を締結した団体の構成員はもとより、協定に参加している協力企業等も対象とする。ただし、評価の対象者は、団体が所管する地域内に建設業法に規定する営業所を有する者に限る。）

■ 評価基準

- ◆ 締結実績がある者は1点
- ◆ 締結実績がない者は0点

② ボランティア活動等への参加実績

令和3年度及び令和4年度の2年間において、島根県内でのボランティア活動への参加実績またはハートフルしまねの参加実績を評価する。

■ 評価基準

- ◆ 両年度とも参加実績がある者は1点
- ◆ 上記でない者は0点

ボランティア活動は客観的に認められるもの(例えば不特定多数の者が利用する公共・公益施設等における活動や県民・地域住民に対して行う活動、あるいは社会福祉施設等への活動)で、市町村の証明、新聞記事、社内報掲載記事(社外に公表しているもの)、自治会長等の証明など実績を証明できる物を添付すること。

また、会社としてのボランティア活動への参加実績は、10名以上または従業員の半数(最低3名)以上が参加していること。ハートフルしまね活動の参加実績は、会社として年間のべ人数が10名以上または従業員の半数(最低3名)以上が参加していること。

なお、従業員数は当該活動時点のものとする。

③ 労働福祉関連の状況

入札公告日前日における企業としての次のa、bに掲げる項目を評価する。

a 障がい者雇用の実態：下記のいずれかの実態がある場合

- ・法定雇用率を適用される者…法定雇用障がい者数を超える雇用
- ・法定雇用率を適用されない者…1人以上の雇用

b 育児・介護休業に関する制度：下記のいずれかの取組みがある場合

- ・こころカンパニー(しまね子育て応援企業)に認定されている。

認定状況を確認するため、「こころカンパニー認定書」の写しを添付すること。

- ・「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(以下「育児・介護休業法」という。)」で定める制度を超える内容を含む制度を規定している。

ただし、申請にあたっては、就業規則等のうち育児・介護休業法に関する部分を添付資料として提出すること。この際、法定の制度を超える箇所にアンダーライン明示すること。なお、明示が無い場合は、評価の対象としない。

上記就業規則等の内容を確認するため、必ず技術資料「育児・介護休業に関する制度チェック表」を記入し、添付すること。

■ 評価基準

- ◆ a bすべて該当する者は2点
- ◆ a bのうち1つ該当する者は1点
- ◆ 上記でない者は0点

#### ④海難事故等に伴う海上援助活動の実績

平成30年度から令和4年度の5年間において、島根県内で発生した海難事故等に伴う企業として海上援助活動への参加実績を評価する。

##### ■評価基準

◆実績が2回以上ある者は2点

◆実績が1回ある者は1点

◆実績がない者は0点

※海上援助活動は客観的に認められるもの(海難救助活動、油流出時の除去活動等)で、本件工事では漂着物の除去などボランティア活動と同様な活動は評価しないことにしたので注意すること。

海上保安部(署)の証明、国及び県・市町村等の証明、新聞記事、社内報掲載記事、漁協・自治会長等の証明など実績を証明できるものを添付すること。

#### (4)減点

##### ①低入札工事の工事成績が良好でない場合の減点

前年度から入札公告日前日までに完成した島根県発注の工事又は令和4年度に完成した国土交通省中国地方整備局発注の工事<sup>1</sup>で、低入札価格調査対象工事がある場合、当該工事の工事成績評定点が75点未満であれば、減点を行う。(工事成績評定点が70点未満の場合、入札に参加することができない。)

##### ■減点基準

◆70点の者は-5点

◆75点の者は0点

◆中間の者は按分で点数を算出

【減点 = 5点 × (75 - 低入札工事の点数) ÷ (75 - 70)】

なお、対象工事が複数ある場合は、工事成績評定点が一番低い工事を減点対象工事とする。

##### 『減点の計算事例』

A社の県発注工事(令和3年度から公告日前日)の低入札工事の工事評定点が72点と74点であれば、72点を採用して、

A社の減点 = 5点 × (75<sup>点</sup> - 72<sup>点</sup>) ÷ (75<sup>点</sup> - 70<sup>点</sup>) = 3.0点

(小数第2位四捨五入)

##### ②県内下請及び県内産資材の使用義務付け違反による減点

島根県発注の令和4年度に完成した公共工事において、県内下請及び県内産資材の使用義務付け違反による工事成績評定点の減点を受けたことがあれば、減点を行う。

##### ■減点基準

◆県内下請の使用義務付け違反の場合は-1点

◆県内産資材の使用義務付け違反の場合は-1点

## 5 技術資料の審査の統一事項

技術資料の審査が公平かつ迅速に行えるよう「総合評価方式(建設工事)技術資料の審査の統一事項」及び「同統一事項(具体事例)」を定め、下記に掲載しているので参考にする  
こと。

島根県ホームページ

トップ > 環境・県土づくり > 技術管理 > 技術管理情報 > 総合評価方式  
> 建設工事総合評価方式、業務委託総合評価・プロポーザル方式

**【総合評価方式(建設工事)技術資料の審査の統一事項】**

[https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji\\_info/sougouhyouka/](https://www.pref.shimane.lg.jp/infra/kouji/kouji_info/sougouhyouka/)

(特別簡易型 総合評価方式)  
総合評価技術資料

発注者

境港管理組合長 様

住所

商号又は名称  
代表者氏名

〇〇建設  
〇〇 〇〇

令和6年3月4日付けで入札公告のありました下記工事について、別添のとおり書類を添えて提出いたします。

1 工事名 福浦地区臨港道路(改良)工事(その2)

2 提出書類(下記項目の該当するもの)

- 企業の工事成績評定点 (様式-2-1、様式-2-2)
- 企業の同種工事の施工実績 (様式-3)
- 企業の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰) (様式-4)
- 配置予定技術者の資格 (様式-5)
- 配置予定技術者の同種工事の施工経験 (様式-6)
- 配置予定技術者の優秀建設技術者表彰 (様式-7)
- 防災協定の締結実績 (様式-8)
- ボランティア活動等への参加実績 (様式-9)
- 労働福祉関連の状況(a 障がい者雇用の実態) (様式-10)
- 労働福祉関連の状況(b 育児・介護休業に関する制度) (様式-11)
- 育児・介護休業に関する制度 チェック表 (様式-12)
- 海上援助活動の実績 (様式-13)

3 問い合わせ先

担当者  
部署  
電話番号  
FAX番号  
E-mail

(様式-2-1)

評価項目(1)-①

企業の工事成績評定点

会社(企業体)名: ○○建設

対象工事	完成年度	令和2年度から令和4年度(完成及び引き渡し完了)
	発注機関	島根県(総務部、農林水産部、土木部)
	工事種別	港湾工事
	建設工事の種類	土木一式工事、しゅんせつ工事

工事成績評定点の平均 (小数第2位を四捨五入)		件		点
----------------------------	--	---	--	---

- (1) 対象工事の工事成績評定点一覧表(別紙)を添付すること。
- (2) 発注者が通知した工事成績評定通知書の写しを添付すること。
- (3) 工事種別については、各工事の契約時における「島根県土木工事仕様書」等において確認すること。
- (4) 単年度の対象工事件数が60件を超える場合、「工事成績評定点の平均」欄の「件数」及び「平均点」は、自動計算されないため、直接記入すること。
- (5) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。

工事成績評定点一覧表(別紙1枚目)

会社(企業体)名: ○○建設

申請 番号	完成 年度	発注機関名	工事種別	工事名	工事成績 評定点	
			建設工事の種類			点
1	R2					点
2	R2					点
3	R2					点
4	R2					点
5	R2					点
6	R2					点
7	R2					点
8	R2					点
9	R2					点
10	R2					点
11	R2					点
12	R2					点
13	R2					点
14	R2					点
15	R2					点
16	R2					点
17	R2					点
18	R2					点
19	R2					点
20	R2					点

- (1) 対象工事が60件を超える場合は、本様式を複写し申請番号を修正のうえ、提出すること。
- (2) 工事種別、建設工事の種類は、各工事の契約時における「島根県土木工事仕様書」等において確認すること。

工事成績評定点一覧表(別紙1枚目)

会社(企業体)名: ○○建設

申請 番号	完成 年度	発注機関名	工事種別	工事名	工事成績 評定点	
			建設工事の種類			点
1	R3					点
2	R3					点
3	R3					点
4	R3					点
5	R3					点
6	R3					点
7	R3					点
8	R3					点
9	R3					点
10	R3					点
11	R3					点
12	R3					点
13	R3					点
14	R3					点
15	R3					点
16	R3					点
17	R3					点
18	R3					点
19	R3					点
20	R3					点

(1) 対象工事が60件を超える場合は、本様式を複写し申請番号を修正のうえ、提出すること。

(2) 工事種別、建設工事の種類は、各工事の契約時における「島根県土木工事仕様書」等において確認すること。

工事成績評定点一覧表(別紙1枚目)

会社(企業体)名: ○○建設

申請 番号	完成 年度	発注機関名	工事種別	工事名	工事成績 評定点	
			建設工事の種類			点
1	R4					点
2	R4					点
3	R4					点
4	R4					点
5	R4					点
6	R4					点
7	R4					点
8	R4					点
9	R4					点
10	R4					点
11	R4					点
12	R4					点
13	R4					点
14	R4					点
15	R4					点
16	R4					点
17	R4					点
18	R4					点
19	R4					点
20	R4					点

(1) 対象工事が60件を超える場合は、本様式を複写し申請番号を修正のうえ、提出すること。

(2) 工事種別、建設工事の種類は、各工事の契約時における「島根県土木工事仕様書」等において確認すること。

対象工事	対象期間・対象機関	平成25年度から入札公告日前日までに完成及び引き渡し完了した島根県発注工事
	工事種別	港湾工事
	建設工事の種類	土木一式工事、しゅんせつ工事
	同種工事の定義	元請または共同企業体(経常JVを除く)の構成員(ただし出資比率20%以上)として施工した、港湾、漁港漁場及び海岸工事において、1契約で最終数量27個以上の方塊ブロック据付を含む完成及び引き渡し完了した工事

工事内容		施工実績①			施工実績②			
工事名称等	工事名							
	コリンズ登録番号							
	発注機関名							
	工事種別							
	建設工事の種類							
	施工場所							
	請負金額(最終・税込)	円			円			
	契約上の工期	(始)	年	月	日	年	月	日
		(終)	年	月	日	年	月	日
	受注形態							
特別(特定)JVの場合、出資比率								
工事成績評定	点				点			
工事概要	(以下、工事数量等を求めた場合) 施工規模							
	形式							

(注1) ・コリンズ登録番号欄には、①コリンズ登録番号(10桁の数字)②別資料のみを提出③竣工時の登録義務なし④竣工登録の手続き中、のいずれかを記入すること。  
・空欄とした場合は、評価の対象外とする。

(注2) コリンズ登録義務

・島根県公共工事共通仕様書改訂(平成15年2月24日付け技発第369号)により、平成15年4月1日以降に契約する工事については、工事請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事は【受注、訂正時】のみ登録するものとしている。  
・島根県公共工事共通仕様書改訂(平成24年3月16日付け技第610号)により、平成24年4月1日以降に入札公告する工事については、工事請負代金額が500万円以上は全ての工事において、【受注、変更、完成、訂正時】にそれぞれコリンズ登録するものとしている。

- (1) 施工実績(上表記載内容)全てが確認できるよう下表を参考に資料①～⑨を組み合わせて提出すること。
- ① コリンズの「登録内容確認書」の写し。(竣工登録に限る。)
  - ② 最終の見積参考資料(設計の変更回数を確認できる総括情報表と工事内訳表)。ただし、必ず当初、変更を含む契約書全ての写し(資料③)+項目別評定点表(資料④)もしくは竣工検査済証の写し(資料⑤)を追加添付すること。
  - ③ 当初、変更を含む契約書全ての写し。
  - ④ 項目別評定点表。(島根県発注工事に限る。)
  - ⑤ 竣工検査済証の写し。
  - ⑥ 工事成績評定通知書の写し。ただし、工事成績評定対象外工事の場合は、「成績評定対象外」である旨を「工事成績評定点」欄に記載すること。(島根県以外の発注工事は、成績評定対象外であることを確認するための発注者の証明書の写し(資料⑧)も追加添付すること。)
  - ⑦ 資料①または資料②のみでは同種工事の施工実績(工事概要)が確認できない場合は、確認できる資料(工事名と設計の変更回数を確認できる最終図面等)。ただし、必ず当初、変更を含む契約書全ての写し(資料③)+項目別評定点表(資料④)もしくは竣工検査済証の写し(資料⑤)を追加添付すること。
  - ⑧ 発注者の証明書の写し。(上記資料①～⑦で確認できない記載内容(コリンズ登録番号を除く。)を全て証明してあるもの。)
  - ⑨ 施工実績として提出する工事の「工事種別」及び「建設工事の種類」が確認できる資料

資料①～⑨で確認できる内容

項目名	資料番号									備考	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨		
工事名称等	工事名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	コリンズ登録番号	○									①のみ対象
	発注機関名	○	○	○	○	○	○		○	○	
	工事種別、建設工事の種類	○							○	○	
	施工場所	○		○		○			○	○	
	請負金額(最終・税込)	○		○	○	○			○		
	契約上の工期	○		○	○	○	○		○		
	受注形態	○		○	○	○	○		○		
	特別(特定)JVの場合、出資比率	○							○		JV工事のみ対象
工事成績評定点				○		○		○		成績評定対象外工事の場合、⑧が必須(島根県発注工事以外)	
工事概要	○ or △	○ or △						○ or △	○	②、③、④、⑤を必要に応じて追加添付	

※1: 上表の「○」は資料で確認ができるもの、「△」は全ては確認できないもの。

※2: 上表の資料②、③、④、⑤、⑥の「○」と「△」は、島根県発注工事の場合。

(参考) 代表的な提出資料の組合せ

パターン名	条件1	条件2	提出資料の組合せ
パターン1	・コリンズと別資料を提出する場合	コリンズのみで工事概要が確認可能。	①+④ ①+⑥
パターン2		コリンズのみで工事概要が確認できない。最終の見積参考資料を追加添付。	①+②+③+④ ①+②+③+⑤+⑥
パターン3		コリンズのみで工事概要が確認できない。最終図面等を追加添付。	①+③+④+⑦ ①+③+⑤+⑥+⑦
パターン4		コリンズのみで工事概要が確認できない。発注者の証明書を追加添付。	①+⑧
パターン5	・別資料のみを提出する場合	最終の見積参考資料で工事概要が確認可能。	②+③+④+⑨ ②+③+⑤+⑥+⑨
パターン6		最終の見積参考資料で工事概要が確認できない。最終図面等を追加添付。	②+③+④+⑦+⑨ ②+③+⑤+⑥+⑦+⑨
パターン7		発注者の証明書等、必要な資料を添付。	⑧ ⑧+⑨

- (2) 施工実績が2回以上ある場合は、代表的なもの2回分の提出でよい。
- (3) 特別(特定)JVで施工した工事については、出資比率20%以上の場合にのみ施工実績として認める。
- (4) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。

(様式-4)

評価項目(1)-③

企業の優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)

会社(企業体)名: ○○建設

対象 工事	対象年度 対象機関	島根県内の公共事業において、令和元年度から令和5年度に、島根県及び中国地方整備局発注工事を受けた優良工事表彰(優良工事施工団体表彰)
	工事種別	港湾工事
	建設工事の種類	土木一式工事、しゅんせつ工事

表彰者の区分		※竣工年度ではありません
受賞年度		
工事名の区分		
工事名		
工事種別		
建設工事の種類		

- (1) 表彰状等の写しを添付すること。また、発注者から表彰実績に関する資料が提示された場合は、その写しの添付でもよい。
  - (2) 表彰の受賞が2回以上ある場合は、代表的なもの1回分の提出でよい。
  - (3) 「工事名の区分」欄は、「契約工事名」、「表彰状記載工事名」のいずれかを選択すること。
  - (4) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。
-

配置予定技術者の資格

会社(企業体)名: ○○建設

対象:配置予定の主任(監理)技術者が保有する次の資格

1級土木施工管理技士または1級建設機械施工技士

配置予定技術者氏名	保有する資格名称	取得年月日又は、 更新した場合は 最新の交付年月日
①		
②		
③		

- 資格の確認できる証明書等の写しを添付すること。
- 資格は入札公告日前日時点(令和6年3月3日時点)で保有する資格とする。
- 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入できる。その場合、審査は候補者のうち配置予定技術者の評価点合計が最も低い者で評価する。
- 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。

配置予定技術者の同種工事の施工経験  
会社(企業体)名: ○○建設

対象工事	対象期間・対象機関	平成25年度から入札公告日前日までに完成及び引き渡し完了した島根県発注工事
	同種工事の定義	監理技術者(特例監理技術者及び監理技術者補佐を含む)、主任技術者、現場代理人または担当技術者として担当した、港湾、漁港漁場及び海岸工事において、1契約で最終数量27個以上の方塊ブロック据付を含む完成及び引き渡し完了した工事
	工事種別	港湾工事
	建設工事の種類	土木一式工事、しゅんせつ工事

配置予定技術者 氏名		①			②					
工事内容		施工経験①				施工経験②				
工事名称等	工事名									
	コリンズ登録番号									
	発注機関名									
	施工場所									
	請負金額(最終・税込)					円				
	契約上の工期	(始)	年	月	日	年	月	日		
		(終)	年	月	日	年	月	日		
	従事期間	(始)	年	月	日	年	月	日		
		(終)	年	月	日	年	月	日		
	従事時の役職									
	受注形態									
	特別(特定)JVの場合、出資比率									
工事種別										
建設工事の種類										
工事成績評定点						点				
工事概要	(以下、工事数量等を求めた場合) 施工規模									
	形式									

(注1) ・コリンズ登録番号欄には、①コリンズ登録番号(10桁の数字)②別資料のみを提出③竣工時の登録義務なし④竣工登録の手続き中、のいずれかを記入すること。  
・空欄とした場合は、評価の対象外とする。

(注2) コリンズ登録義務  
・島根県公共工事共通仕様書改訂(平成15年2月24日付け技発第369号)により、平成15年4月1日以降に契約する工事については、工事請負代金額500万円以上2,500万円未満の工事は【受注、訂正時】のみ登録するものとしている。

・島根県公共工事共通仕様書改訂(平成24年3月16日付け技第610号)により、平成24年4月1日以降に入札公告する工事については、工事請負代金額が500万円以上は全ての工事において、【受注、変更、完成、訂正時】にそれぞれコリンズ登録するものとしている。

(1) 施工経験(上表記載内容)全てが確認できるよう下表を参考に資料①～⑪を組み合わせ提出すること。

- ① コリンズの「登録内容確認書」の写し。(竣工登録に限る。)
- ② 最終の見積参考資料(設計の変更回数を確認できる総括情報表と工事内訳表)。ただし、必ず当初、変更を含む契約書全ての写し(資料③)+項目別評定点表(資料④)もしくは竣工検査済証の写し(資料⑤)+技術者の従事期間が確認できる資料(資料⑧及び資料⑨)を追加添付すること。
- ③ 当初、変更を含む契約書全ての写し。
- ④ 項目別評定点表。(島根県発注工事に限る。)
- ⑤ 竣工検査済証の写し。
- ⑥ 工事成績評定通知書の写し。ただし、工事成績評定対象外工事の場合は、「成績評定対象外」である旨を「工事成績評定点」欄に記載すること。(島根県以外の発注工事は、成績評定対象外であることを確認するための発注者の証明書の写し(資料⑩)も追加添付すること。)
- ⑦ 資料①または資料②のみでは同種工事の施工実績(工事概要)が確認できない場合は、確認できる資料(工事名と設計の変更回数を確認できる最終図面等)。ただし、必ず当初、変更を含む契約書全ての写し(資料③)+項目別評定点表(資料④)もしくは竣工検査済証の写し(資料⑤)を追加添付すること。
- ⑧ 技術者の従事期間(始)と従事時の役職が確認できる資料(契約時の技術者が確認できるコリンズの「登録内容確認書」の写し等)。
- ⑨ 技術者の従事期間(終)と従事時の役職が確認できる資料(最終の計画工程表兼工事履行報告書等)。(発注者が押印した資料の写しに限る。)
- ⑩ 発注者の証明書の写し。(上記資料①～⑨で確認できない記載内容(コリンズ登録番号を除く。)を全て証明してあるもの。)
- ⑪ 施工経験として提出する工事の「工事種別」および「建設工事の種類」が確認できる資料

資料①～⑪で確認できる内容

項目名	資料番号											備考	
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪		
工事名称等	工事名	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	コリンズ登録番号	○											①のみ対象
	発注機関名	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
	施工場所	○		○		○			○	○	○	○	
	請負金額(最終・税込)	○		○	○	○				○	○		
	契約上の工期	○		○	○	○	○		△	○	○		⑧の場合、始期のみ
	従事期間	○							△	△	○		⑧、⑨は両方必要
	従事時の役職	○							△	△	○		
	受注形態	○		○	○	○	○		○	○	○		
	特別(特定)JVの場合、出資比率	○									○		JV工事のみ対象
	工事種別	○									○	○	
	建設工事の種類	○									○	○	
工事成績評定点				○		○					○		成績評定対象外工事の場合、⑩が必須(島根県発注工事以外)
工事概要	○ or △	○ or △						○ or △			○		②、③、④、⑤を必要に応じて追加添付

※1: 上表の「○」は資料で確認ができるもの、「△」は全ては確認できないもの。

※2: 上表の資料②、③、④、⑤、⑥の「○」と「△」は、島根県発注工事の場合。

(参考) 代表的な提出資料の組合せ

パターン名	条件1	条件2	条件3	提出資料の組合せ
パターン1	・コリンズと別資料を提出する場合	コリンズのみで工事概要が確認可能。	契約工期と技術者の従事期間が同じ。	①+④
パターン2		コリンズのみで工事概要が確認できない。最終の見積参考資料を追加添付。		①+⑥
パターン3		コリンズのみで工事概要が確認できない。最終図面等を追加添付。		①+②+③+④
パターン4		上記パターン1～3のいずれかに該当。		①+②+③+⑤+⑥
パターン5	・別資料のみを提出する場合	最終の見積参考資料で工事概要が確認可能。	契約工期と技術者の従事期間が異なる。	①+③+④+⑦
パターン6		最終の見積参考資料で工事概要が確認できない。最終図面等を追加添付。		①+③+⑤+⑥+⑦
パターン7		最終の見積参考資料等、必要な資料を追加添付。		パターン1+⑧+⑨
パターン8				パターン2+⑧+⑨
				パターン3+⑧+⑨
				②+③+④+⑧+⑨+⑪
				②+③+⑤+⑥+⑧+⑨+⑪
				②+③+④+⑦+⑧+⑨+⑪
				②+③+⑤+⑥+⑦+⑧+⑨+⑪
				⑩
				⑩+⑪
				⑩
				⑩+⑪

- (2) 施工経験が2回以上ある場合は、代表的なもの2回分の提出でよい。
- (3) 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入できる。その場合、審査は候補者のうち配置予定技術者の評価点合計が最も低い者で評価する。
- (4) 同種工事施工経験時の所属会社は問わない。(現在の所属会社以外のものも記載できる。)
- (5) 特別(特定)JVで施工した工事については、出資比率20%以上の場合にのみ施工実績として認める。
- (6) 担当技術者としての同種工事の施工経験はコリンズの登録(竣工登録に限る。)がなければ申請できない。(担当技術者の施工経験が評価対象として入札説明書に記載されている工事のみに適用)
- (7) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。

配置予定技術者の同種工事の施工経験  
会社(企業体)名: ○○建設

対象工事	対象期間・対象機関	平成25年度から入札公告日前日までに完成及び引き渡し完了した島根県発注工事
	同種工事の定義	監理技術者(特例監理技術者及び監理技術者補佐を含む)、主任技術者、現場代理人または担当技術者として担当した、港湾、漁港漁場及び海岸工事において、1契約で最終数量27個以上の方塊ブロック据付を含む完
	工事種別	港湾工事
	建設工事の種類	土木一式工事、しゅんせつ工事

配置予定技術者 氏名		②								
工事内容		施工経験①				施工経験②				
工事名称等	工事名									
	コリンズ登録番号									
	発注機関名									
	施工場所									
	請負金額(最終・税込)					円				
	契約上の工期	(始)	年	月	日	年	月	日		
		(終)	年	月	日	年	月	日		
	従事期間	(始)	年	月	日	年	月	日		
		(終)	年	月	日	年	月	日		
	従事時の役職									
	受注形態									
特別(特定)JVの場合、出資比率										
工事種別										
建設工事の種類										
工事成績評定点						点				
工事概要	(以下、工事数量等を求めた場合) 施工規模									
	形式									

(1) 注意事項は、配置予定技術者①用の技術資料を参照。

配置予定技術者の同種工事の施工経験  
会社(企業体)名: ○○建設

対象工事	対象期間・対象機関	平成25年度から入札公告日前日までに完成及び引き渡し完了した島根県発注工事
	同種工事の定義	監理技術者(特例監理技術者及び監理技術者補佐を含む)、主任技術者、現場代理人または担当技術者として担当した、港湾、漁港漁場及び海岸工事において、1契約で最終数量27個以上の方塊ブロック据付を含む完
	工事種別	港湾工事
	建設工事の種類	土木一式工事、しゅんせつ工事

配置予定技術者 氏名		③												
工事内容		施工経験①							施工経験②					
工事名称等	工事名													
	コリンズ登録番号													
	発注機関名													
	施工場所													
	請負金額(最終・税込)								円					
	契約上の工期	(始)		年		月		日		年		月		日
		(終)		年		月		日		年		月		日
	従事期間	(始)		年		月		日		年		月		日
		(終)		年		月		日		年		月		日
	従事時の役職													
	受注形態													
特別(特定)JVの場合、出資比率														
工事種別														
建設工事の種類														
工事成績評定点									点					
工事概要	(以下、工事数量等を求めた場合) 施工規模													
	形式													

(1) 注意事項は、配置予定技術者①用の技術資料を参照。

配置予定技術者の優秀建設技術者表彰

会社(企業体)名: ○○建設

対象 工事	対象年度 対象機関	島根県内の公共事業において、令和元年度から令和5年度に、島根県及び中国地方整備局発注工事で主任(監理)技術者として受けた優秀建設技術者表彰
	工事種別	港湾工事
	建設工事の種類	土木一式工事、しゅんせつ工事

配置予定技術者 氏名	①	
表彰の種類		
受賞年度		
工事名の区分		
工事名		
工事種別		
建設工事の種類		

- (1) 表彰状等の写しを添付すること。(特に島根県知事表彰該当工事の場合は、「技術者の表彰状」の写しとともに「該当工事の表彰状」の写しの両方を添付すること。)。また、発注者から表彰実績に関する資料が提示された場合は、その写しの添付でもよい。
- (2) 表彰の受賞が2回以上ある場合は、代表的なもの1回分の提出でよい。
- (3) 「工事名の区分」欄は、「契約工事名」、「表彰状記載工事名」のいずれかを選択すること。
- (4) 表彰時点の所属会社は問わない。(現在の所属会社以外のものも記載できる。)
- (5) 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入できる。その場合、審査は候補者のうち配置予定技術者の評価点合計が最も低い者で評価する。
- (6) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。



配置予定技術者の優秀建設技術者表彰  
会社(企業体)名: ○○建設

対象 工事	対象年度 対象機関	島根県内の公共事業において、令和元年度から令和5年度に、島根県及び中国地方整備局発注工事で主任(監理)技術者として受けた優秀建設技術者表彰
	工事種別	港湾工事
	建設工事の種類	土木一式工事、しゅんせつ工事

配置予定技術者 氏名	②	
表彰の種類		
受賞年度		
工事名の区分		
工事名		
工事種別		
建設工事の種類		

- (1) 表彰状等の写しを添付すること。(特に島根県知事表彰該当工事の場合は、「技術者の表彰状」の写しとともに「該当工事の表彰状」の写しの両方を添付すること。)。また、発注者から表彰実績に関する資料が提示された場合は、その写しの添付でもよい。
  - (2) 表彰の受賞が2回以上ある場合は、代表的なもの1回分の提出でよい。
  - (3) 「工事名の区分」欄は、「契約工事名」、「表彰状記載工事名」のいずれかを選択すること。
  - (4) 表彰時点の所属会社は問わない。(現在の所属会社以外のものも記載できる。)
  - (5) 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入できる。その場合、審査は候補者のうち配置予定技術者の評価点合計が最も低い者で評価する。
  - (6) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。
-

配置予定技術者の優秀建設技術者表彰  
会社(企業体)名: ○○建設

対象 工事	対象年度 対象機関	島根県内の公共事業において、令和元年度から令和5年度に、島根県及び中国地方整備局発注工事で主任(監理)技術者として受けた優秀建設技術者表彰
	工事種別	港湾工事
	建設工事の種類	土木一式工事、しゅんせつ工事

配置予定技術者 氏名	③	
表彰の種類		
受賞年度		
工事名の区分		
工事名		
工事種別		
建設工事の種類		

- (1) 表彰状等の写しを添付すること。(特に島根県知事表彰該当工事の場合は、「技術者の表彰状」の写しとともに「該当工事の表彰状」の写しの両方を添付すること。)。また、発注者から表彰実績に関する資料が提示された場合は、その写しの添付でもよい。
  - (2) 表彰の受賞が2回以上ある場合は、代表的なもの1回分の提出でよい。
  - (3) 「工事名の区分」欄は、「契約工事名」、「表彰状記載工事名」のいずれかを選択すること。
  - (4) 表彰時点の所属会社は問わない。(現在の所属会社以外のもも記載できる。)
  - (5) 技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、複数の候補者を記入できる。その場合、審査は候補者のうち配置予定技術者の評価点合計が最も低い者で評価する。
  - (6) 上記事項の外、入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。
-

(様式-8)

評価項目(3)-①

### 防災協定の締結実績

会社(企業体)名: ○○建設

対象: 令和3年度及び令和4年度における島根県との防災協定の締結実績

令和3年度の協定締結実績の有無	
令和4年度の協定締結実績の有無	

- (1) 対象年度において、島根県との防災協定締結実績の有無を記載すること。
- (2) 協定を締結した団体の構成員はもとより、協定に参加している協力企業等も対象とする。ただし、評価の対象者は、団体が所管する地域内に建設業法に規定する営業所を有する者に限る。また、年度途中で脱退した場合、年度途中から加入した場合はその年度の契約締結実績として認めない。
- (3) 協力企業等の場合、企業名が明示された協定書等の写しや団体の代表者の証明書など、協定に参加している企業であることがわかる資料を添付すること。

ボランティア活動等への参加実績  
会社(企業体)名: ○○建設

対象: 令和3年度及び令和4年度のボランティア活動又はハートフルしまねの参加実績

評価対象地域 島根県内

○企業としてのボランティア活動への参加実績

対象年度	活動年月日	活動内容	活動箇所	参加人数	従業員数
令和3年度					
令和4年度					

- 活動したことを証明する資料と活動箇所が確認できる資料を添付すること。
- 従業員数の欄には、当該活動時点の常用雇用労働者と短時間労働者の合計人数を記載すること。
- 入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。

○企業としてのハートフルしまねの参加実績

対象年度	活動箇所	年度間延べ参加人数	従業員数
令和3年度			
令和4年度			
登録団体名			

- 活動箇所が確認できる資料を添付すること。
- 従業員数の欄には、当該活動時点の常用雇用労働者と短時間労働者の合計人数を記載すること。
- 入札説明書本文にある要件を必ず確認すること。

(様式-10)

評価項目(3)-③

労働福祉関連の状況(a 障がい者雇用の実態)

会社(企業体)名: ○○建設

a 障がい者雇用の実態

下記の①及び②のどちらかの方法で提出すること。

- ① 本様式による提出。
- ② 「障がい者雇用の促進等に関する法律施行規則」第8条で定められた様式(障害者雇用状況報告書)による提出。なお、提出にあたっては入札公告日前日時点(令和6年3月3日時点)の状況と相異なることを代表者名で証明すること。(押印のこと)

従業員の雇用状況	常用雇用労働者数(人)	短時間労働者数(人)
	1週間の所定労働時間が30時間以上	1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満

障がい者の雇用状況				常用雇用労働者数(人)		短時間労働者数(人)		
				換算値	換算値	換算値	換算値	
身体障がい者	1級		重度		2.0		1.0	
	2級		重度		2.0		1.0	
	3級	(3級の障がいを2つ以上重複して有する方)		重度		2.0		1.0
		(単一障がいの方)				1.0		0.5
	4級				1.0		0.5	
	5級				1.0		0.5	
6級	(7級の障がいを重複している方も含む)				1.0		0.5	
知的障がい者	療育手帳:「A」の方		重度		2.0		1.0	
	療育手帳:「B」の方				1.0		0.5	
精神障がい者	精神障がい者保健福祉手帳所持者				1.0		0.5	
	精神障がい者保健福祉手帳を所持していない方			障がい者雇用率の算定対象外				

(a)	常用雇用労働者数	0.0 人
(b)	短時間労働者数	0.0 人
(c)	除外率	20.0 %
(d)	法定雇用義務数の算出の基礎となる常用雇用労働者数 $(d) = (a) + (b) \times 0.5 - \{(a) + (b) \times 0.5\} \times (c) / 100$ (下線部分は小数点以下切捨て)	0.0 人
(e)	障がい者の法定雇用率 (※ 民間企業の法定雇用率2.3%)	2.3 %
(f)	法定雇用義務数 $(f) = (d) \times (e)$ (小数点以下切捨て)	法定雇用義務なし 43.5人未満(0人)
(g)	雇用している障がい者数	0.0 人
判定: (f)と(g)を比較し、「(f) < (g)」のときに評価する		× 法定雇用義務数を超えていない

(1) 入札公告日前日時点(令和6年3月3日時点)での状況について記載すること。

(2) 身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の写しは添付不要。

労働福祉関連の状況(b 育児・介護休業に関する制度)

会社(企業体)名: ○○建設

b 育児・介護休業に関する制度(下表のいずれかの取組みが評価対象)

育児・介護休業に関する制度の評価基準	取組みの有無	認定期間
こころカンパニー(しまね子育て応援企業)に認定されていること		まで
「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(以下「育児・介護休業法」という。)で定める制度を超える内容を含む制度を規定していること		←“こころカンパニーの認定”で申請する場合は入力不要です。

※“こころカンパニーの認定”で申請する場合

(1) こころカンパニーについては、「こころカンパニー認定書」の写しを添付すること。

※“育児・介護休業法で定める制度を超える制度”で申請する場合

(1) 企業の育児・介護休業に関する制度の概要が分かる資料(就業規則等)のうち「育児・介護休業法」に係る部分を添付資料として提出すること。その際、法定の制度を超える箇所にアンダーライン明示すること。なお、明示が無い場合は、評価の対象としない。

(2) 育児・介護休業に関する制度の内容を確認するため、必ず別紙「育児・介護休業に関する制度チェック表」を記入し、添付すること。

(3) 就業規則等は、原本と相異なることを代表者名で証明すること。(押印のこと)

【共通事項】

(1) 入札公告日前日時点(令和6年3月3日時点)での状況について記載すること。

## 育児・介護休業に関する制度 チェック表

改正育児・介護休業法(R4.10.1施行)対応版

会社(企業体)名: ○○建設

### 【法定を超える内容チェック表1】

各Qの「はい」または「いいえ」、「該当項目」に■をご記入下さい。

- ★Q1～14の「はい」または「該当項目」に1つでも■がある場合、総合評価の加点対象となります。  
★記載内容については、就業規則等により確認できるよう必ず該当条文を記入願います。

Q1 育児休業制度の対象となる子の上限年齢を、法定を超えた年齢までとしている。

<input type="checkbox"/> はい (上限年齢 = 歳 か月まで) (該当条文: )	<input type="checkbox"/> いいえ
--	------------------------------

○法律では1歳まで、両親ともに育児休業を取得する場合は1歳2ヶ月まで、または、一定の事情がある場合は2歳までとされています。  
○一定の事情の有無に関わらず、2歳まで育児休業をとることができる場合は、法定を超える内容となります。  
○令和4年10月1日施行の「産後パパ育休(出生時育児休業制度)」は、子が1歳までの育休制度とは別に、主に男性が子の出生から8週間までの間に、合計4週間以内の育休を2回まで分割して取得できる制度です。

Q2 法定基準の制度とは別に、3歳未満の子を養育する従業員が利用できる以下の制度のうち、いずれか1つ以上の制度を定めている。

<input type="checkbox"/> ①短時間勤務制度(5時間45分から6時間以外の制度等の実施) (該当条文: )	<input type="checkbox"/> ②育児休業に関する制度に準ずる措置 (該当条文: )
<input type="checkbox"/> ③フレックスタイム制 (該当条文: )	<input type="checkbox"/> ④始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ (1日の所定労働時間は変わらない) (該当条文: )
<input type="checkbox"/> ⑤事業所内保育施設の運営 (共同運営や保育施設と契約している場合も含む) (該当条文: )	<input type="checkbox"/> ⑥育児サービス費用を補助する制度 (ベビーシッターや保育施設の利用料補助等) (該当条文: )

①育児・介護休業法では、短時間勤務制度は、原則として6時間(5時間45分から6時間まで)とする措置を含むものとなっているので、それ以外の短時間勤務制度の実施。

Q3 介護休業の取得可能期間を、法定を超える日数や回数としている。

<input type="checkbox"/> はい (上限期間 = 以内) (該当条文: )	<input type="checkbox"/> いいえ
--	------------------------------

育児・介護休業法では、労働者は、要介護状態にある対象家族1人につき、のべ93日間までの範囲内で3回を上限として介護休業を取得することができます。

Q4 要介護状態にある対象家族の介護を行う従業員が利用できる短時間勤務制度を除く以下の制度のうち、いくつかの制度を定めていますか。

<input type="checkbox"/> ①フレックスタイム制 (該当条文: )	<input type="checkbox"/> ②始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ (1日の所定労働時間は変わらない) (該当条文: )
<input type="checkbox"/> ③介護サービス費用を補助する制度 (ホームヘルパーや介護サービスの利用料補助等) (該当条文: )	
<input type="checkbox"/> ④その他これに準ずる制度( ) (該当条文: )	

Q5 Q4で定めているとした制度について、当てはまるものにチェックをしてください。(定めている制度のうち、一つでも当てはまる制度があればチェックをしてください。)

<input type="checkbox"/> ①介護休業とは別に、利用開始から3年を超える期間で2回の利用を可能としている。 (該当条文: )
<input type="checkbox"/> ②介護休業とは別に、利用開始から3年の間で3回以上の利用を可能としている。 (該当条文: )
<input type="checkbox"/> ③介護休業とは別に、利用開始から3年を超える期間で3回以上の利用を可能としている。 (該当条文: )
<input type="checkbox"/> ④その他 (該当条文: )

### 【法定を超える内容チェック表2】

各Qの「はい」または「いいえ」、「該当項目」に■をご記入下さい。

Q6 3歳以上の子を持つ従業員が利用できる以下の制度のうち、いくつかの制度がありますか。

<input type="checkbox"/> ①短時間勤務制度 (該当条文: )	<input type="checkbox"/> ②育児休業に関する制度に準ずる措置 (該当条文: )
<input type="checkbox"/> ③フレックスタイム制 (該当条文: )	<input type="checkbox"/> ④始業・終業時刻の繰上げ・繰下げ (1日の所定労働時間は変わらない) (該当条文: )
<input type="checkbox"/> ⑤所定外労働をさせない制度 (該当条文: )	<input type="checkbox"/> ⑥事業所内託児施設の運営 (共同運営や保育施設と契約している場合も含む) (該当条文: )
<input type="checkbox"/> ⑦育児サービス費用を補助する制度 (ベビーシッターや託児施設の利用料補助等) (該当条文: )	

Q7 子の看護休暇について、従業員に対する次の配慮のうち、何項目実施していますか。

<input type="checkbox"/> ①小学校就学後の子についても、別に子の看護休暇が取得できる。 (該当条文: )	<input type="checkbox"/> ②取得可能日数が、年5日(小学校前の子が2人以上であれば年10日)を超える (該当条文: )
<input type="checkbox"/> ③時間単位での付与 (該当条文: )	

Q8 介護休暇について、従業員に対する次の配慮のうち、何項目実施していますか。

<input type="checkbox"/> ①取得可能日数が、年5日(対象家族が2人以上であれば年10日)を超える。 (該当条文: )	<input type="checkbox"/> ②時間単位での付与。 (該当条文: )
---	---

Q9 子の看護休暇及び介護休暇とは別に、保育所や学校の参観、通院の付き添い等、短時間で済む家族の所用のために使用できる半日単位又は時間単位の休暇制度がある。(年次有給休暇の半日取得制度を含む)

<input type="checkbox"/> はい (休暇名: ) (該当条文: )	<input type="checkbox"/> いいえ
--	------------------------------

Q10 子供が生まれる際の父親の休暇制度がある。

<input type="checkbox"/> はい (内容: ) (該当条文: )	<input type="checkbox"/> いいえ
---	------------------------------

Q11 前々年(度)に残った年次有給休暇の積立制度を設けている。

<input type="checkbox"/> はい (内容: ) (該当条文: )	<input type="checkbox"/> いいえ
---	------------------------------

Q12 妊娠、出産、育児、介護を理由に退職した従業員を対象とした再雇用制度がある。

<input type="checkbox"/> はい (内容: ) (該当条文: )	<input type="checkbox"/> いいえ
---	------------------------------

Q13 次の制度等のうち、有給としているものが、いくつかありますか。(一部支給でも可)

<input type="checkbox"/> ①産前産後休業(支給割合: ) (該当条文: )	<input type="checkbox"/> ②育児時間 (支給割合: ) (該当条文: )
<input type="checkbox"/> ③育児休業 (支給割合: ) (該当条文: )	<input type="checkbox"/> ④介護休業 (支給割合: ) (該当条文: )
<input type="checkbox"/> ⑤子の看護休暇 (支給割合: ) (該当条文: )	<input type="checkbox"/> ⑥介護休暇 (支給割合: ) (該当条文: )
<input type="checkbox"/> ⑦独自の有給休暇制度 (休暇名: ) (該当条文: )	

②「育児時間」: 出産後1歳未満の子どもを育てる女性から請求があった場合、1日2回それぞれ30分以上、育児のための時間を与えなければなりません。(労働基準法第67条)

### 【法定を超える内容チェック表3】

各Qの「はい」または「いいえ」、「該当項目」に■をご記入下さい。

Q14 その他、上記以外で育児・介護休業法の規定を超える取組の実施があれば、法律条文を記入、該当部分を下線明示した上で、就業規則等を記入、法律を超える内容を具体的に下線明示してください。

□	(育児・介護休業法)第〇〇条第〇〇項 ○○○○○○○○ … ○○○○○○○○○○○○○○○○○○ …………… <div style="text-align: center; background-color: #d4edda; padding: 2px;">【法定事項】法律条文記入(該当箇所を下線)</div>
□	(就業規則)第〇〇条第〇〇項 ○○○○○○○○ … ○○○○○○○○○○○○○○○○○○ …………… <div style="text-align: center; background-color: #d4edda; padding: 2px;">【法律を超える事項】就業規則等記入(該当箇所を下線)</div>

★ 総合評価(Q1~Q14) 加算	NO!
-------------------	-----

★総合評価(Q1~Q14)加算欄が「OK!」となる場合でも、就業規則等の添付資料により上記記載内容が確認できなければ、総合評価方式の加算点を認めません。

(様式-13)

評価項目(3)-④

### 海上援助活動の実績

会社(企業体)名: ○○建設

対象: 平成30年度から令和4年度における県内で発生した海難事故等に伴う海上援助活動の実績

対象年度	活動年月日	海上援助活動の内容

- (1) 海上援助活動は、客観的に認められるもので、海上保安部等の証明書もしくは、新聞記事、社内報掲載記事(社外に公表しているもの)等の証明資料を添付すること。
- (2) 実績が2回以上ある場合は、そのうち代表的なもの2回分の提出でよい。

-----

設計図書、技術資料作成に対する質問書

令和 年 月 日付けで入札公告のありました下記工事について下記のとおり質問します。

記

入札公告日	令和6年3月4日
工事名	福浦地区臨港道路(改良)工事(その2)
質問事項	要旨

設計図書、技術資料作成に対する質問の回答書

令和 年 月 日付けでありました質問について下記のとおり回答します。

記

入札公告日	令和6年3月4日
工事名	福浦地区臨港道路(改良)工事(その2)
質問事項	回答

評価内容説明要求書

(発注者)

様

(提案者)

令和 年 月 日付けで公表のありました入札結果調書において下記事項について評価内容の詳細な説明を求めます。

記

入札公告日	令和6年3月4日
工事名	福浦地区臨港道路(改良)工事(その2)
評価内容の説明を求める項目及び要求の要旨	
項目	説明を求める要旨
①	
②	
③	

評価内容回答書

(提案者)

様

(発注者)

令和 年 月 日付けで通知のありました評価内容説明要求書について下記のとおり回答します。

記

入札公告日	令和6年3月4日
工事名	福浦地区臨港道路(改良)工事(その2)
評価内容の説明要求に対する回答	
項目	回答
①	
②	
③	